

審決取消請求事件判示事項

160

作成者 斎藤孝恵（弁理士）

| | | | |
|---------|---|----------|-----------|
| 事件番号 | 令和6年（行ケ）第10065号 | 言渡日 | 令和7年1月30日 |
| 事件名 | 審決取消請求事件 | | |
| 裁判所 | 知的財産高等裁判所第2部 | | |
| 原告 | 株式会社インターメスティック | 訴訟代理人弁護士 | 岡崎 紳吾 外3名 |
| 被告 | 株式会社ジンズホールディングス | 訴訟代理人弁護士 | 尾関 孝彰 外5名 |
| 意匠に係る物品 | 眼鏡用前枠 | | |
| 関連条文 | 意匠法3条1項柱書、3条1項3号、3条2項 | | |
| 主文 | 1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は、原告の負担とする。 | | |
| 判決要旨 | 取消事由について 1 本件登録意匠部分の形状等の認定の誤り 本件審決による認定に特段の誤りは認められない。 2 取消事由1（無効理由1・意匠法3条1項柱書〔工業上利用することができる意匠〕非該当性） 本件登録意匠は、願書及び添付図面の記載によりその形状等が具体的に特定されたものであり、意匠法3条1項柱書の工業上利用することができる意匠に該当する。 3 取消事由2（無効理由2・意匠法3条1項3号〔新規性の欠如〕該当性） ①背面視の態様におけるブリッジ後方部及びリム後方部の厚みの変化や、②リム部の形状、さらに③平面視の態様におけるブリッジ部及びリム部の幅の変化は、本件登録意匠及び甲2意匠が、その基本的な構成態様である装着する眼鏡のブリッジ部及びリム部を覆う態様において大きく相違することを表すものであって、需要者に対して別異の美感を生じさせるものとして、その類否判断に及ぼす影響は非常に大きいというべきである。本件登録意匠は、甲2意匠と類似せず、意匠法3条1項3号に掲げる意匠には該当しない。 4 取消事由3（無効理由3・意匠法3条2項〔創作非容易性の欠如〕該当性） 甲2意匠と甲5意匠から甲11意匠までについて、その構成要素の一部を他の構成意匠のものに置き換えたり、複数の意匠を組み合わせたりしたとしても、これにより本件登録意匠と同様の意匠を創作することはできないから、本件登録意匠は、当業者にとって容易になし得たものということはできない。本件登録意匠は、甲2意匠と甲5意匠から甲11意匠までに基づいて当業者が容易に創作することができた意匠とはいえず、意匠法3条2項に規定する意匠には該当しない。 | | |

事案の概要

本件は、意匠登録第1663217号についての無効審判請求（無効2023-880006号）事件についての無効不成立審決の審決取消訴訟であり、知財高裁が原告の請求を棄却した事件である。争点は、1 本件登録意匠部分の形状等の認定の誤り、2 工業上利用することができる意匠該当性（意匠法3条1項柱書）、3 新規性の有無（意匠法3条1項3号）、4 創作非容易性の有無（意匠法3条2項）である。

1 特許庁における手続の経緯等

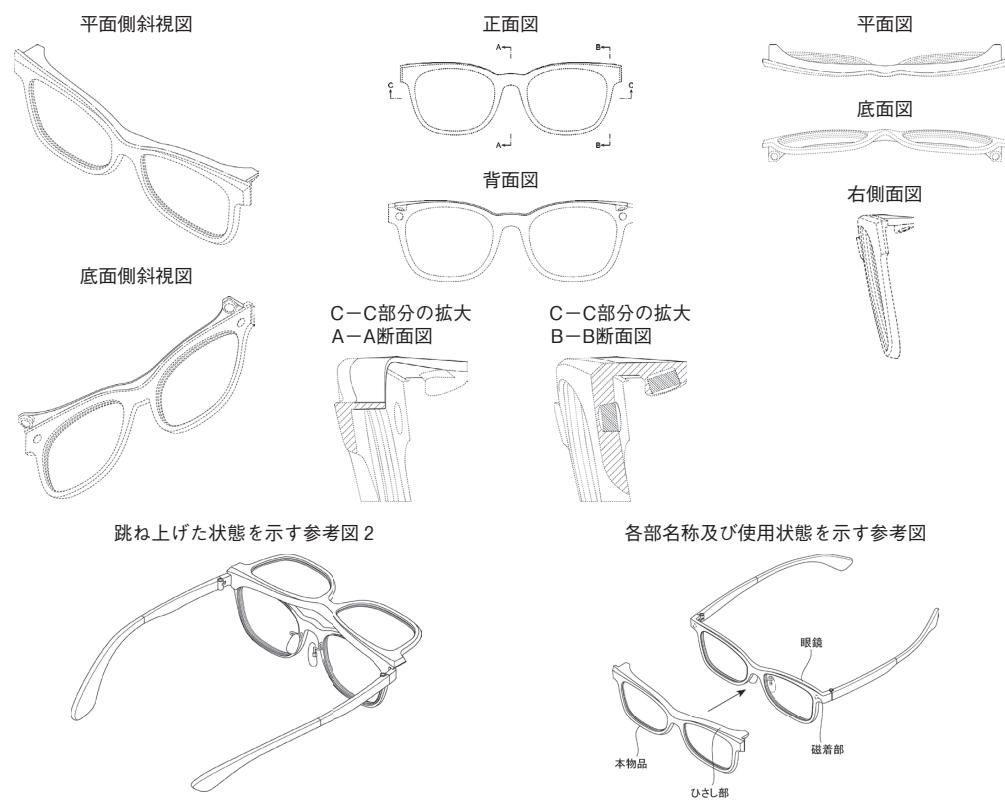
- (1) 被告は、意匠に係る物品を「眼鏡用前枠」とする意匠につき、令和元年12月12日意匠登録出願（意願2019-27600号）をし、令和2年6月19日設定登録（登録第1663217号）を受けた。
- (2) 原告は、令和5年7月19日、本件登録意匠につき、意匠登録無効審判請求をした。
- (3) 特許庁は、これを無効2023-880006号事件として審理した上、令和6年5月31日、本件審判請求は成り立たないと審決をし、その謄本は、同年6月10日、原告に送達された。
- (4) 原告は、令和6年7月9日、本件審決の取消しを求めて訴えを提起した。

2 本件登録意匠及び引用意匠

本件登録意匠（被告の意匠権）（意匠公報より抜粋）

登録番号 1663217号 出願日 令和元年12月12日（意願2019-27600）

登録日 令和2年6月19日 意匠に係る物品 眼鏡用前枠



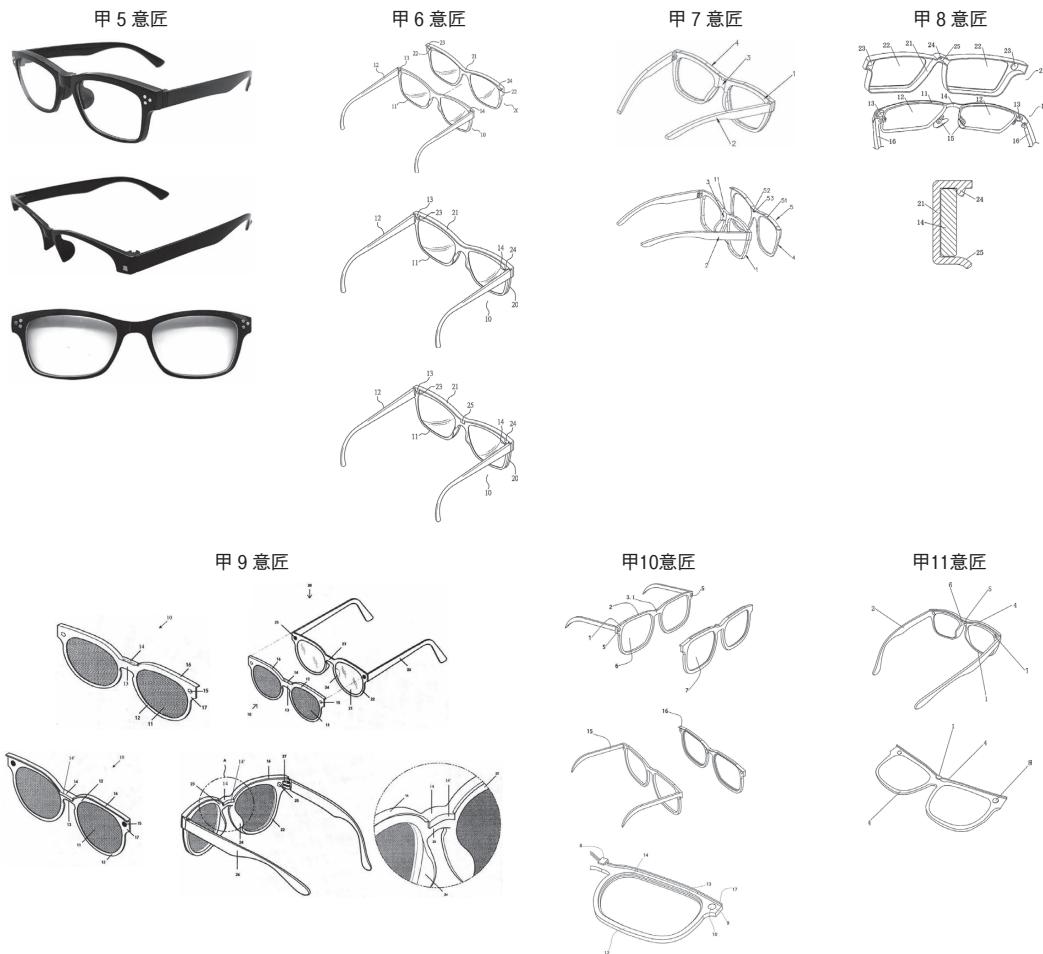
引用意匠（甲2意匠）（判決別紙　中国意匠特許公報より抜粋）

中国意匠特許 CN305203897S号 公告日 2019年6月7日

意匠に係る物品 製品名「クイックリリースマグネットフリップグラス」の「眼鏡用前枠」



引用意匠（甲5意匠ないし甲11意匠）（判決別紙　中国意匠特許公報、中国実用新案特許公報より抜粋）



3 本件審決の理由の要旨

- (1) 願書及び図面の記載によれば、本件登録意匠は、意匠に係る物品及びその形状等を別紙「本件登録意匠」のとおりとする部分意匠（眼鏡用前枠の底に相当する部分の意匠）である。
- (2) 無効理由1（意匠法3条1項柱書〔工業上利用することができる意匠〕非該当性）について

本件登録意匠は、願書及び添付図面の記載によりその形状等が具体的に特定されたものであり、意匠法3条1項柱書の工業上利用することができる意匠に該当する。

- (3) 無効理由2（意匠法3条1項3号〔新規性の欠如〕該当性）について

本件登録意匠と甲2意匠は、意匠に係る物品が同一であり、両意匠部分の用途及び機能、位置、大きさ及び範囲が共通しているものの、形状等は類似しないから、本件登録意匠と甲2意匠は類似しない。本件登録意匠は、甲2意匠と類似せず、意匠法3条1項3号に掲げる意匠には該当しないから、新規性欠如の無効理由はない。

- (4) 無効理由3（意匠法3条2項〔創作非容易性の欠如〕該当性）について

本件登録意匠は、甲2意匠と甲5意匠から甲11意匠までにはない独自の形態的特徴を有していると認められ、先行公知意匠に基づき当業者が容易に創作することができたものとはいえない。

4 原告が主張する審決取消事由

- (1) 本件登録意匠部分の形状等の認定の誤り
- (2) 取消事由1（無効理由1・意匠法3条1項柱書〔工業上利用することができる意匠〕非該当性）
- (3) 取消事由2（無効理由2・意匠法3条1項3号〔新規性の欠如〕該当性）
- (4) 取消事由3（無効理由3・意匠法3条2項〔創作非容易性の欠如〕該当性）

裁判所の判断

1 本件登録意匠部分の形状等の認定の誤りについて

原告は、本件登録意匠の全体の構成における「略水平の配設角度」の特定性を争うが、「略水平」とは、本件登録意匠の全体が、図面上、側面視で略水平の角度で設けられた態様と解され、本件登録意匠の側面視において、眼鏡用前枠本体部のリム部及びブリッジ部は略鉛直方向に記載され、本件登録意匠部分は配設角度が略水平に記載されているから、特定性に欠けるところはなく、原告の主張を採用することはできない。本件審決による認定に特段の誤りは認められない。

2 取消事由1（無効理由1・意匠法3条1項柱書〔工業上利用することができる意匠〕非該当性）について

- (1) 平面側斜視図のみ又は底面側斜視図のみでは、ブリッジ部の底部があたかも中央部が下方に凹んだ正面視U字状に見えるとしても、底部全体が略水平の配設角度である上、

本体部のブリッジ部とともにブリッジ部の底部も中央正面側に突出している状態にあることを踏まえると、これを前方斜め上（平面側斜視図）又は後方斜め下（底面側斜視図）から見れば、本件登録意匠部分の前端の一点鎖線等が、ブリッジ部の底部中央部分において斜め前方に突出し湾曲した線として表われることが不合理ではないということができるのであって、平面側斜視図及び底面側斜視図の内容は正面図及び背面図の態様と矛盾するものではない。よって、本件登録意匠部分のブリッジ部の底部の形状については、合理的に善解され一つに特定し得るというべきである。

(2) 本件登録意匠は、願書及び添付図面の記載によりその形状等が具体的に特定されたものであり、意匠法3条1項柱書の工業上利用することができる意匠に該当する。

3 取消事由2（無効理由2・意匠法3条1項3号〔新規性の欠如〕該当性）について

(1) 本件登録意匠と甲2意匠の類否

ア 相違点のうち、背面視の態様におけるブリッジ後方部の形状のブリッジ部の厚みに係る相違点、背面視の態様におけるリム後方部の形状のリム部の厚みに係る相違点は、ともに特徴的な形状であって、両者を併せ対比すると、本件登録意匠部分の厚みは、ブリッジ部の中心からリム部頂部までは薄く略均一であり、リム部頂部からリム外側端部にかけて厚みが増すのに対して、甲2意匠部分の厚みは、全体的に薄いが、均一ではなく、ブリッジ部の中心の谷部が最も厚く、左右に広がるにつれて薄くなるが、リム内側端部からリム外側端部にかけて再び厚みが増し、リム外側端部の手前で最も厚くなった後、すぼまるもので、当該厚みの変化は、特に甲2意匠部分において特徴的といえる。

加えて、背面視の態様におけるリム部の形状に係る相違点は、背面視の態様におけるリム内側端部からリム外側端部に至るまでの形状や、頂部の位置等に関する特徴的な形状であって、本件登録意匠部分では、装着する眼鏡のありふれた形状との関係でそのリム部に隙間なく重なることが想定される形状であるのに対し、甲2意匠部分は、外側に張り出した形状となっているものである。

さらに、相違点のうち、平面視の態様におけるブリッジ部の底部の幅に係る相違点は、平面視の態様におけるリム部の幅に係る相違点とともに特徴的な形状であって、本件登録意匠部分の幅は、装着する眼鏡のブリッジ部上面からリム部上面までを完全に覆う程度の「幅広」の底部を構成し、かつ、ブリッジ後方部からリム外側端部へ向けて指数曲線的に立ち上がる態様であるのに対し、甲2意匠部分の幅は、装着する眼鏡のブリッジ部を覆うことのない「細幅」から始まり、徐々に幅を広げて、リムの横幅の略7/10の位置で眼鏡のリム幅と同幅となるもので、当該幅の変化は、特に甲2意匠部分において特徴的といえる。

イ そして、前記共通点である台座突出部は、両意匠部分において共通する特徴的な形状といえるが、他方で、①背面視の態様における相違点のブリッジ後方部及びリム後方部の厚みの変化や、②前記相違点のリム部の形状、さらに③平面視の態様における前記相違点のブリッジ部及びリム部の幅の変化は、本件登録意匠及び甲2意匠が、そ

の基本的な構成態様である装着する眼鏡のブリッジ部及びリム部を覆う態様において大きく相違することを表するものであって、需要者に対して別異の美感を生じさせるものとして、その類否判断に及ぼす影響は非常に大きいというべきである。そうすると、本件登録意匠と甲2意匠は、形状において類似しないといわざるを得ない。

ウ 原告の主張について

原告は、共通点及び相違点の評価を争い、共通点に係るブリッジ部（後方部の背面側後端が、平面視で正面側に凹んだ緩やかな凹部を構成する）の態様につき、類否判断への影響が小さいとすることは妥当ではないなどと主張する。しかし、共通点の態様は、本体部のブリッジ部の平面視形状に呼応してブリッジ後方部の背面側後端が凹部を構成しているだけで、意匠として需要者に対し与える印象は薄いと考えられるのに対し、相違点は、装着する眼鏡のブリッジ部上面を覆う程度の幅を底部が有するか否かという本件登録意匠及び甲2意匠の中心的な形状である底部の機能に係るものであって、需要者に異なる美感を与えるものであるから、共通点について類否判断への影響が小さいと評価することが不合理とはいえない。

(2) 以上によれば、本件登録意匠は、甲2意匠と類似せず、意匠法3条1項3号に掲げる意匠には該当しない。

4 取消事由3（無効理由3・意匠法3条2項〔創作非容易性の欠如〕該当性）について

(1) 甲2意匠は、前記のとおり、本件登録意匠と甲2意匠とは類似性が認められないが、それは、①背面視の態様におけるブリッジ後方部及びリム後方部の厚みの変化が、本件登録意匠部分の厚みは、ブリッジ部の中心からリム部頂部までは薄く略均一であり、リム部頂部からリム外側端部にかけて厚みが増すのに対して、甲2意匠部分の厚みは、全体的に薄いが、均一ではなく、ブリッジ部の中心の谷部が最も厚く、左右に広がるにつれて薄くなるが、リム内側端部からリム外側端部にかけて再び厚みが増し、リム外側端部の手前で最も厚くなった後、すばまっている点で異なること、②背面視の態様におけるリム内側端部からリム外側端部に至るまでの形状、頂部の位置等に関する特徴的な形状が、本件登録意匠部分では、装着する眼鏡のありふれた形状との関係でそのリム部に隙間なく重なることが想定される形状であるのに対し、甲2意匠部分は、外側に張り出した形状となっている点で異なっていること、③平面視の態様におけるブリッジ部及びリム部の幅の変化が、本件登録意匠部分の幅は、装着する眼鏡のブリッジ部上面からリム部上面までを完全に覆う程度の「幅広」の底部を構成し、かつ、ブリッジ後方部からリム外側端部へ向けて指数曲線的に立ち上がる態様であるのに対し、甲2意匠部分の幅は、装着する眼鏡のブリッジ部を覆うことのない「細幅」から始まり、徐々に幅を広げて、リムの横幅の略7／10の位置で眼鏡のリム幅と同幅となる点で異なっていることが理由である。

(2) 眼鏡に装着する眼鏡用前枠について、甲5意匠から甲11意匠までには、平面視で装着する眼鏡のブリッジ部及びリム部を覆う底部を有するものが存在するが、いずれも底部全体が略同幅とするものであり、本件登録意匠のように、平面視で、底部が、ブリッ

ジ後方部から左右端部へ向けて指数曲線的に急激に立ち上がる態様のものは認められない。また、甲5意匠から甲11意匠までについて、その背面視の態様において、ブリッジ後方部及びリム後方部の厚みの変化が、ブリッジ部の中心からリム部頂部までは薄く略均一であり、リム部頂部からリム外側端部にかけて厚みが増すものであり、本件登録意匠と同様のものであることについての具体的な主張立証はなく、リム内側端部からリム外側端部に至るまでの形状等が、装着する眼鏡のありふれた形状との関係でそのリム部に隙間なく重なることが想定される形状であり、本件登録意匠と同様であることについての具体的な主張立証もない。

そうすると、甲2意匠と甲5意匠から甲11意匠までについて、その構成要素の一部を他の構成意匠のものに置き換えたり、複数の意匠を組み合わせたりしたとしても、これにより本件登録意匠と同様の意匠を創作することはできないから、本件登録意匠は、当業者にとって容易になし得たものということはできない。よって、本件登録意匠は、甲2意匠及び甲5意匠から甲11意匠までに基づいて容易に創作し得たということはできない。

(3) 原告の主張

原告は、前提となる本件登録意匠と甲2意匠の認定に誤りがあり、甲2意匠には台座突出部と幅の変化する庇部が存在するところ、本件登録意匠の形状に係る組合せが困難とされる部分は、認定に誤りがあるか恣意的な認定であるから、甲2意匠と甲5意匠から甲11意匠までに基づき、台座突出部、幅の変化する庇部、リム部を完全に覆う態様の庇部を備える本件登録意匠の形状を創作することは容易であると主張する。しかし、前記のとおり、原告の主張する事実を認めることはできないから、原告の主張は前提を欠くものであり、その他、甲2意匠と甲5意匠から甲11意匠までの組合せ等についても創作が容易であることをうかがわせる事由は認められない。よって、原告の主張を採用することはできない。

(4) 以上によれば、本件登録意匠は、甲2意匠と甲5意匠から甲11意匠までに基づいて当業者が容易に創作することができた意匠とはいえず、意匠法3条2項に規定する意匠には該当しない。

(5) 小括

したがって、原告の主張する取消事由はいずれも理由がなく、本件審判請求を不成立とした本件審決の判断に誤りはない。

その他、当事者の主張に鑑み、本件記録を検討しても、前記認定判断を左右する事情は認められない。

5 結論

よって、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第2部 裁判長裁判官 清水 韶
裁判官 菊池絵理
裁判官 賴 晋一

判決にまつわる検討

本件は、意匠登録第1663217号についての無効審判請求（無効2023-880006号）事件の無効不成立審決について、原告が審決を取り消す旨の裁判を提起したものである。知財高裁では、争点である、1 本件登録意匠部分の形状等の認定の誤り、2 工業上利用することができる意匠該当性（意匠法3条1項柱書）、3 新規性の有無（意匠法3条1項3号）、4 創作非容易性の有無（意匠法3条2項）の該当性について、それぞれ簡潔に原告の主張について言及し、「原告の主張する取消事由にはいずれも理由がないから、原告の請求を棄却する。」と判示したものである。

本件登録意匠は、リム部に各種レンズを嵌めて使用する「眼鏡用前枠」の部分意匠であり、磁着部を介して、磁着部を備える眼鏡に着脱自在に装着することができ、本物品を装着した眼鏡を跳ね上げ式のサングラスなどとして使用することができるものである。本件登録意匠部分は、ブリッジ部の底部である。

審決では、無効理由1（工業上利用することができる意匠該当性（意匠法3条1項柱書））、無効理由2（新規性の有無（意匠法3条1項3号））、無効理由3（創作非容易性の有無（意匠法3条2項））について網羅し、いずれも無効理由がないとしたものである。知財高裁では、「本件登録意匠部分の形状等の認定の誤り」も争点として争われ、知財高裁の判決では、別紙において、本件登録意匠及び引用された各意匠について丁寧に認定をしている。知財高裁は、無効理由1について「本件登録意匠部分のブリッジ部の底部の形状については、合理的に善解され一つに特定し得るというべきである。」としている。

判決では、無効理由2について、「台座突出部は、両意匠部分において共通する特徴的な形状といえるが」、他方で、「①背面視の態様における」「ブリッジ後方部及びリム後方部の厚みの変化や」、「②リム部の形状、さらに③平面視の態様における」「ブリッジ部及びリム部の幅の変化は」、「本件登録意匠及び甲2意匠が、その基本的な構成態様である装着する眼鏡のブリッジ部及びリム部を覆う態様において大きく相違することを表するものであって、需要者に対して別異の美感を生じさせるものとして、その類否判断に及ぼす影響は非常に大きいというべきである。」として、本件登録意匠と甲2意匠は、「形状において類似しないといわざるを得ない。」として本件登録意匠に新規性があると判断している。

また、無効理由3については、前記のとおり、本件登録意匠は甲2意匠と相違し、甲5意匠から甲11意匠までについては、「いずれも底部全体が略同幅とするものであり、本件登録意匠のように、平面視で、底部が、ブリッジ後方部から左右端部へ向けて指数曲線的に急激に立ち上がる態様のものは認められ」ず、また、「その背面視の態様において、ブリッジ後方部及びリム後方部の厚みの変化が、ブリッジ部の中心からリム部頂部までは薄く略均一であり、リム部頂部からリム外側端部にかけて厚みが増すものであり、本件登録意匠と同様のものであることについての具体的な主張立証はなく、リム内側端部からリム外側端部に至る

までの形状等が、装着する眼鏡のありふれた形状との関係でそのリム部に隙間なく重なることが想定される形状であり、本件登録意匠と同様であることについての具体的な主張立証もない。」として、「甲2意匠と甲5意匠から甲11意匠までについて、その構成要素の一部を他の構成意匠のものに置き換えたり、複数の意匠を組み合わせたりしたとしても、これにより本件登録意匠と同様の意匠を創作することはできないから、本件登録意匠は、当業者にとって容易になし得たものということはできない。」と判断している。

意匠登録出願に際して、特に部分意匠として意匠登録を受けようとする場合、その部分の形状等について、必要十分な図面を提出できているかどうか、出願前にいま一度確認しておく必要があると思料する。登録後に権利行使を考えたとき、無効理由を有するとして相手方から反論の材料とされるためである。曲面の多い本件登録出願のような場合、CGや写真、陰影を施した図面等によって、立体を明確に表現しておく必要があることに注意が必要であると思料する。

そして、部分意匠の類否判断や創作容易性の判断においては、実線部分の形状について問題とされるため、同種の製品が公知であるからといって必ずしも当該実線部分の形状が同様であるとは限らないため、無効審判を請求する際には、その主張・立証のため、当該実線部分が類似しているか否か、創作容易の判断材料としても、当該実線部分の形状と同様か否かについて、丁寧に分析し、適切な証拠集めが求められると思料する。